

公益財団法人 公益法人協会

第21回理事会議事録

1 開催された日時 平成25年6月7日(金) 14時~16時10分

2 開催された場所 日本工業俱楽部4階第二会議室

3 理事総数及び定足数

総数 14名、定足数 8名

4 出席理事数 12名

(出 席) 浦上節子、太田達男、金沢俊弘、鈴木勝治、田中皓、土肥寿員、

長瀧重信、早瀬昇、福原義春、堀田力、松岡紀雄、宮川守久

注) 長瀧理事は第1号議案説明時の14時27分に着席した。

(欠 席) 片山正夫、岸本幸子

(監事出席) 高宮洋一、平川純子

5 議 題

決議及び承認事項

第1号議案「平成24年度事業報告及び附属明細書の承認」の件(承認事項)

第2号議案「平成24度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録の承認」の件(承認事項)

第3号議案「役員等候補選出委員会へ提出する役員等候補者名簿」の件(承認事項)

第4号議案「顧問の選任」の件(決議事項)

第5号議案「『東日本大震災 支援組織応援基金(仮称)』の設置及び募金等」の件(決議事項)

第6号議案「『Coming10プロジェクト委員会』の設置」の件(承認事項)

報告事項

<社団法人・財団法人移行の状況>

① 移行認定・認可申請及び答申等の状況

<職務執行報告>

① 内閣府公益認定等委員会人事

② 政策提言の経過

③ シンポジウム 2013 「公益法人制度改革の総括と今後の課題」

④ 被災地視察ツアーパー

⑤ 非営利法人トップマネジメント・セミナー2013

⑥ 役員損害賠償責任保険団体制度

⑦ 非営利法人法研究会

⑧ 助成財団の動向に関する訪米調査団 2013

⑨ ウェブアンケート調査 2013

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進

行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、高宮監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議及び承認事項

第1号議案「平成24年度事業報告及び附属明細書の承認」の件(承認事項)

第2号議案「平成24年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録の承認」の件(承認事項)

定時評議員会へ提出する原案を審議する、第1号議案、第2号議案の説明が続けて行われた。

初めに理事長より第1号議案について、平成24年度事業計画にある4つの基本方針に基づき次のとおり事業報告があった。

＜基本方針1＞「引き続き、円滑な移行支援、新規設立支援に向けて法人の特性に応じた個別性のある支援体制を構築する。小規模法人支援もその一環として行う」

セミナー事業、講師派遣事業、内閣府委託の相談会事業等各種のイベントや出版事業について公益法人等のニーズにマッチした企画をタイムリーに実施した。また、個別相談事業やウェブを利用した質疑・情報提供なども引き続き精力的に実施し、相応の成果を収めた。

＜基本方針2＞「新公益法人制度（認定法、一般法）、資産寄附税制等及び公益信託制度（税制を含む。）の現実的な改正に向けて具体案を要望する」

問題点の多い財務基準など公益認定法の改正要望については昨年7月に関係方面に提出、現在要望活動中。また、小規模法人の負担軽減対策としての一般法人法の改正についても検討が進み、報告書がまとまり25年度中の要望に向けて準備中。PSTの撤廃をはじめとする25年度税制改正要望については、ほぼ空振りに終わったが、寄附金にかかる消費税の取扱については公法協要望どおり今年度から実現することとなった。

公益信託については実務的検討が終わり4月に関係方面への要望提出を終えた。

＜基本方針3＞「東日本大震災関連事業として、現地非営利団体との交流を密にするほか、被災地支援掲示板や NOPODAS において現地非営利団体と各公益法人間の連携を促進する」

被災地におけるニーズと公益法人等の支援をつなぐ情報仲介的役割を強化したいとの思いであったが、需要サイド、供給サイド両面の情報収集が必ずしも十分ではなかったため、期待した成果が挙げられなかつた。

＜基本方針4＞「設立40周年記念事業として『公益法人協会40年史』（仮称）を刊行し、併せてシンポジウムを開催する」

予定どおり、40周年記念シンポジウム「公益法人の40年と今後の展望」を開催、また、年史についても「公益法人協会40年の歩み—市民社会の発展をめざして—」を刊行した。

<管理部門他>

会員数は 23 年度より減少に転じており、色々手を打っているが残念ながら、24 年度も 67 件の純減(23 年度はマイナス 50 件)となった。

また、「事業報告の内容を補足する重要な事項」については、本文ですべて説明をしているので作成しない旨の説明があった。

<収支及び財務の状況>

続いて、議長の求めに応じて、金沢専務理事より第 2 号議案について次のとおり説明があった。

- ・24 年度は経常増減で 1,251 万円の赤字、23 年度と合わせると 2 年間で 1,740 万円のマイナスになり、それだけ正味財産が減ったことになる。収益面の特徴を述べると、まず、受取入会金は前年より増加し、受取会費は同 171 万円のマイナスに止まった。事業収益のポイントとしては、①出版の売上は 2,700 万円の予算を達成し、かつ前年を上回ったこと、②セミナー事業は前年とほぼ同じ収益を得たが、予算比ではマイナス 600 万円であったこと、③機関誌の協賛広告収益は一千万円台を大きく割り込み、前年比 630 万円のマイナスとなったこと等が挙げられる。また、費用の分析としては、40 周年関連事業などにより、(震災支援費を除くと)前年比で 563 万円経費が増えた、以上であった。

また、行政庁への定期提出はこの決算を元に行うが、全体のバランスを考え、基準を会費収益の配賦は昨年同様、公益事業 7:法人会計 3 とすることが説明された。

金沢専務理事の説明に続き、理事長から、2 年連続の赤字となったこと、特に 24 年度は前年の倍以上のマイナスとなったことについて理事、監事に対するお詫びがあり、今後は財務的な立て直しをより十分に行いたい旨の発言があった。

議案説明の後、高宮監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

第 1 号議案及び第 2 号議案に関連して、次の質疑応答等があった。

(福原理事) 赤字の原因は明らかに、事業を広げすぎているところにある。今後の公益法人協会にとって必須の事業を選択すること、事業の絞り込みが必要ではないか。例えば、今年度大きく減収となった機関誌広告などは、いわば付き合いとしての性格が強く、営業的な広告媒体、収益源として毎年当てにすることは難しいであろう。むしろ、今後は頁数を少なくして経費を抑えることが必要になるのではないか。

(堀田理事) 40周年事業があつたし、会員サービスの諸事業からは収益が上がらないので、赤字を出したこと自体は気にするほどではないと思う。(企業ではないから) 黒字化を第一に考える必要もないであろう。今後考えるべき問題は、公益財団法人として、収益の中で寄附金の比重を増やす基盤を築くこと。もう一つは、公益法人協会は会員の共益団体ではない、ということ。公益事業であっても、公益法人のための共益、会員サービス事業、という見方もできるし、また事実、そうした事業の収益が多い

ことは確かである。公益法人のための活動は、公益法人協会の基本活動だから重要だが、公益法人協会は、一般市民のために公益活動をしている各公益法人をリードする存在であり、その中核としての活動をするべきではないか。収益構造を見直し、一般からの寄附を拡大することで赤字を解消していくことを考えてはどうか。

(太田理事長) 確かに 24 年度も 100 万円弱と、寄附金はご指摘のように少ない。

(宮川理事) ミッションということでは、法人の制度移行が終了した後の、当協会の基本的なミッションの見直しは、第 6 号議案で示される「Coming10 プロジェクト委員会」とつながるものである。

(早瀬理事) (自分が副代表理事を務めている) 日本ファンドレイジング協会では、「認定ファンドレーザー」という独自の制度を設けている。寄附はネバーアスク、ネバーアインであり、頼まなければ入らない。たまたま寄附を募るということではなく、極めてマーケティングのセンスが必要な仕事である。公益法人協会という組織の規模からいうと、寄附を増やせる余地があり、そのための戦略が必要ではないか。

(金沢専務理事) 一般の人々の心を捉える寄附にはどのようなものがあるか、考えなくてはならない。当協会が N P O 法人と異なる大きな点は、ほとんど自己資金で賄っている、ということ。まず本業を固め、次に寄附など他の収益獲得の手に出て行かなくてはならない、とは思っている。

(太田理事長) 寄附には真剣に取り組みたいが、一般の方に活動を理解してもらうに当たって常々思っていることは、当協会のような中間支援組織には「現場」がない、ということ。介護福祉や被災地支援といった、具体的に分かりやすい活動シーンがあれば一般の方も理解と寄附がしやすいと思う。中間支援組織の活動は、見えづらいかも知れない。

(宮川理事) 内外から、公益法人協会は中間支援団体と言われているが、その本格的な議論はされていない。立ち位置、どのようなスタンスで望むのか、常に考える必要がある。

(浦上理事) 以前、公法協主催の訪米ミッションに参加した際に感じたのは、米国では、非営利団体による税制優遇の申請に対して 8 割を認定し、その代わりにその後の活動をきちんと観る制度があること。日本では、実際に公益活動を行っているかどうか審査を行う機関が民間にない。公益法人協会としての新しい仕事は、そこにあるのではないか。

(長瀧理事) 入りは易く、出は難しいという点では、米国の大学制度と同じであろう。

(田中理事) 会費収益の、公益事業への配賦率は変更したのか。

(金沢専務理事) 前年の 23 年度決算時と同様、公益事業 7 : 法人会計 3 とした。

(太田理事長) 数多くのご意見をいただき、大変ありがたい。今後、現行事業とのつながりを持たせながら、公益法人協会が、広く公益法人など非営利法人の活動がしやすくなるような基盤作りのため頑張っているということが言えるような方向を探りたい。

審議の結果、第 1 号議案、第 2 号議案とも、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第3号議案 「『役員等候補選出委員会へ提出する役員等候補者名簿』」の件(承認事項)

太田理事長より、理事、監事及び評議員の改選案とともに、12日に開催が予定されている「役員等候補選出委員会」へ提出する役員等候補者名簿案について説明があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第4号議案 「顧問の選任」の件(決議事項)

太田理事長より、現在数が2名となっている顧問を補充するため、能見善久氏（学習院大学法学部教授）を選任したい旨、定款の規定により顧問の選任が理事会によることともに説明があり、出席理事全員一致で可決した。

新顧問の任期は、平成25年6月7日から同26年3月31日まで。

第5号議案 「『東日本大震災 支援組織応援基金(仮称)』の設置及び募金等」の件(決議事項)

金沢専務理事より同議案について説明があった。説明によると同基金案は、23年3月に設置した「東日本大震災被害者救援基金」と同じく、当協会「寄附金規程」においては特定寄附金に当たるので、設置及び運営について理事会の決議が必要である。今回は、現地で復興支援を行っている非営利団体に対する活動助成が目的であり、当協会は募集、調査、選考経費として10%をいただぐ。募集期間は来年3月末までとし、助成先の選定と助成額に当たっては前回同様、配分委員会を設置する。以上であった。

また、理事長から、23年度に実施したアンケートによれば、24年度以降も寄附を考え、予算も確保していた団体が非常に多かったので、もう一度、復興・復旧に焦点を当てた募金を行いたい旨、補足説明があった。

同議案に対して、次の意見及び質疑応答があった。

(松岡理事) この基金の助成対象は、現実には特定非営利活動法人が多くなるはず。NPO等という文言を入れ、基金の名称は「支援NPO等応援基金」ではどうか。

(太田理事長) 本来は非営利団体全体を指すはずの「NPO」という言葉が、特定非営利活動法人の通称「NPO法人」と混同され、一人歩きしている風潮があるのでそれを避けたい。また、被災地では現在、(設立が簡便な)一般法人の設立が非常に多いし、助成対象は法人格を持たない任意団体でもよいと考えている。公益法人がどのような支援を考えているか、アンケートを定期的に行っているが、何らかの形で支援をしたいという法人が非常に多い。前回寄附した団体に再び寄附したいがどうか、という問い合わせもいただいているので、ぜひ募金を始めたい。

(堀田理事) 震災から2年経ち、現地では自分達で何とかしようという機運が高まっている。そうした団体を育てるような支援をしてはいかがか。

(松岡理事) 海外からは日本の団体が見えづらいので、海外にも活動を紹介し、アピールする情報を発信することを希望する。

(田中理事) 震災被災地支援事業を行った関係で石巻の団体を知っているが、現地では緊急支援の時期を過ぎ、5年後、10年後を見すえた自立のためのアイデアを必要としている。「戦う被災者」という言葉があるが、短期的な資金ではなく、少額でもいいからある一定の期間、長期的な支援の仕組みの構築について要望があった。

(金沢専務理事) 確かにお金の支援は単発で終わってしまう。将来につなげるアイデアが

重要だ。

(浦上理事) 当財団は従来、主に国内向け研究助成を行っていたが、昨年からラオスで支援活動を始めた。また、震災支援としては、食文化に関する事業を行っていることから、支援センターで牧草地の除染を行っている団体、仮設住宅の高齢者に対する弁当配布や子供向けの食に関するプロジェクトを企画する団体などに対して助成している。昨年は二十数件の応募があったが、継続性を考え、数よりも一件当たりにまとまった額を助成するよう図っている。

(早瀬理事) 企業の冠を付けた提携事業はどうか。

(太田理事長) 当協会は、日本フィランソロピー協会のような企業とは接点をあまり持っていない。コンタクトがあるのは企業財団、ということになる。

(福原理事) 募金は、目標額がないとできないのではないか。

(太田理事長) 前回は、半年間の募金で約2,500万円を助成した。

(長瀧理事) どのくらい続く支援を考えているのか。

(早瀬理事) 募金のプロジェクトは、あらかじめ目標額の半分に目算を付け、あと半分を募集すればうまく行くものである。また、期限を設ければ、締切間際に寄附金が急激に伸びる。目的、範囲、期間、金額を明確にするべきではないか。後は先に発言があったように、一般社団法人を助成対象に含めること。被災地では圧倒的に数が多いから。

(松岡理事) 名称は「現地草の根支援基金」とか、ネーミングにもう少し魅力が欲しい。

(太田理事長) 基金の名称については、皆さんの意見を考慮して、少し考えさせていただきたい。

(宮川理事) 公益法人協会として何ができるのか。何をすべきなのか。中間支援の具体的議論だけが先に進み過ぎているのではないか。公益法人協会の今後の方向性の議論を、同時並行的に進めるべきではないかと思う。

(長瀧理事) 公益法人協会が資金を集めて助成した結果、現地でこういうものができたと、後々言ってもらえるようなものになるといいのだが。

(太田理事長) 支援先の選択に際しては、どういうところが公法協らしいかということも考慮したい。

(田中理事) 助成財団センターも、募金を合同で実施できる機会があればいいのだが…。

(太田理事長) 正式な機関決定をされて、共催でやりたいということになればぜひお願ひしたい。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第6号議案「『Coming10プロジェクト委員会』の設置」の件（決議事項）

鈴木専務理事より、本委員会は定款54条に基づく委員会であるが、委員会自体は5月中旬にスタートしているので、追認する形で承認いただきたい旨、資料をもとに議案説明があった。説明によると、田中理事を座長として平成17年に設置した当協会「基本問題対策委員会」は公益財団法人に移行する際の新定款案、機関設計等に役立った。今回のプロジェクトは中期経営計画とは異なり、10年後を見据えた根本的な議論をするもの。また、財務状況は先に

説明があったように、いわゆる「移行特需」の終了により悪化しており、どう改善するか検討課題である、以上であった。

同議案に対して、次の意見、質疑応答があつた。

(宮川理事) このプロジェクト仕掛け人の一人であるが、趣旨はネクスト10ではなく、10年後に何が必要か、ということ。中期経営計画とはクロスしながらも異なる。前回の「基本問題対策委員会」の際には役員懇談会の場を設け、4つの分科会で議論したが、当時と異なることは、移行問題対応に組織を挙げて専心没頭した期間とその終了という大きな環境の変化があり、当協会の立ち位置もかなり変化したということ。

(堀田理事) 10年先、というのは中途半端な期間ではないか。20年か30年先くらいが適切なはず。もう一点は、公益法人がいざれば制度上、特定非営利活動法人と一体化すること。視野を広げての議論が必要である。

(宮川理事) おっしゃるとおりである。一方、社内には、移行期間の終了、当協会の財務状況を考えると「カミングワン」とかツーの方が余程必要ではないか、という意見もある。長短合わせながら、議論をしていきたい。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

<社団法人・財団法人移行の状況>

① 移行認定・認可申請及び答申等の状況

鈴木専務理事より、25年5月末現在の移行認定・認可の申請及び答申の状況について、資料をもとに報告があつた。報告によると、前回報告した同2月末と比べ、実績ベースでは数が伸びなかつた。平成20年12月1日時点の特例民法法人数を母数とすると、申請ベースでは全体の76.9%まで進捗し、10%ほどはみなし解散になると思われる。その他、合併・解散は2,000件ほどと推測される。以上であつた。

<職務執行報告>

① 内閣府公益認定等委員会人事

太田理事長から、この4月に発足した第3期・内閣府公益認定等委員会の人事について説明及び感想があつた。

② 政策提言の経過

太田理事長から、自民党NPO等特別委員会ヒアリングの場で述べる予定である、5つの政策提言について説明があつた。説明によると、「非営利活動促進を成長戦略の一環に」と題されたこの提言は、①公益認定基準の見直し、②税制上の支援措置、③誰でも簡単にアクセスできる「行政庁による情報公開」、④国民が理解でき、使い勝手の良い「会計基準」及び⑤公益信託制度の抜本改正、であるとのことであつた。

この説明に関して福原理事から、②のうち特に税額控除に係るPST要件撤廃についてはぜひ成功して欲しい、また会計見直しは入れてもらってよかつたとの発言があつた。

③ シンポジウム2013「公益法人制度改革の総括と今後の課題」

金沢専務理事から、本年11月末の移行期間満了に伴い、公益法人制度改革がもたらしたもののは何か、どのような問題が生じ、解決しなければならない問題、また必要なも

のは何かなど、新制度の総括と今後の課題、民間公益活動の新たな潮流を探るシンポジウムを 12 月 5 日、都内で開催する旨、報告があった。

④ 被災地視察ツアー

金沢専務理事から、助成財団関係者による被災地視察のためのツアーを、本年 9 月実施する旨、説明があった、説明によると、同ツアーは 10 名ずつ、2 回予定しているとのことであった。

⑤ 非営利法人トップマネジメント・セミナー2013

金沢専務理事から、移行支援業務に注力したためここしばらくは開催を見送っていた、法人理事・事務局長クラスを主な対象とする同セミナーを 7 月下旬、5 年ぶりに神奈川県葉山町で開催する旨、報告があった。報告によれば、今回のセミナーはこれまでの制度中心のテーマを改め、移行後の運営に焦点を当てるものであり、参加料は価格を抑える、以上であった。

⑥ 役員損害賠償責任保険団体制度

金沢専務理事から、会員向け「役員賠償責任保険団体制度」の加入状況につき報告があった。報告によると、初年度に申し込んだ 79 法人はほとんど更新し、6 月 1 日現在では加入法人が 100 件を超えた。約 6 割が公益財団法人であり、同制度に加入することを主な目的として当協会に入会した法人は、24 年度から通算 26 件に上っている、以上であった。

⑦ 非営利法人法研究会

鈴木専務理事から、非営利法人法研究会が 5 月に取りまとめた 24 年度報告書の要旨について報告があった。報告によると、24 年度は①合同会社等を参考にした簡便な新しい法人類型の創出、②新たな(実質的な)小規模法人概念の創出とその小規模法人に対する現行法の非適用(必要事項の創設を含む)の 2 つについて重点的に検討した。このうち①では、その新しい法人類型の利点の一つとして、例えば社団法人では招集手続、議事録等の規程は法律上なくなるため、計算のための社員総会の開催が不要となる。また、②は一般法人法の膨大さ、複雑さ等は少なくとも小規模の公益法人には不適当であり、「現行法の一部非適用」に当たっては、英国チャリティ制度における概念を参考に取り入れた等の報告があった。

⑧ 助成財団の動向に関する訪米調査団 2013

鈴木専務理事から、米国助成財団の最近の状況を現地で調査し、わが国におけるより効果的な助成事業のあり方の参考とすることを目的とした同調査団を、本年 9 月下旬から 10 月上旬にかけて、7 泊 9 日の日程で実施する予定であることが報告された。

⑨ ウェブアンケート調査 2013

土肥常務理事から、定点観測というべき同調査を、本年も 6 月中旬～7 月上旬に実施することが報告された。報告によると、今回のアンケートは大別して①新制度下の運営、②寄附、③東日本大震災関連事業の三つ。対象は、移行した公益法人約 8,000 及び公益認定を取得した新設法人 250 である、以上であった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時10分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成25年6月21日

代表理事 太田 達男 

代表理事 金沢 俊弘 

監 事 高宮 洋一 

監 事 平川 純子 

